

日本国山梨県北杜市・大韓民国京畿道抱川市における

公務員相互派遣に関する合意書

日本国山梨県北杜市と大韓民国京畿道抱川市とは、両市の友好を更に深めるため、公務員相互派遣を協同で行うこととし、その派遣を行う職員の身分の取扱いその他派遣に関し、次の条項により合意する。

(目的)

第1条 公務員相互派遣を契機に、教育、文化、産業、経済、スポーツなど多様な分野を通じ、人材育成と積極的な情報交換を行い、両市の交流が更に活性化することを目的とする。

(人数と期間)

第2条 両市において、派遣する職員の人数は、1人とする。

2 派遣期間は、原則として1年間とする。ただし、必要に応じて両市で協議し変更できるものとする。

3 3年に1回の交流を原則とする。

(管理及び関連業務)

第3条 派遣公務員の身分は、派遣元に有する。

2 派遣公務員は、派遣先の管理監督を受ける。ただし、重要な案件が生じた場合は、両市で協議する。

3 派遣公務員は、派遣先が指定した場所と部署で勤務し、指定された部署内において相互協力し誠実に業務を遂行する。

4 派遣公務員は、語学研修、生活などの近況について定期的に報告書を作成し提出する。

5 派遣公務員の派遣期間が終わる時期に合わせて、派遣先は、派遣公務員の業務、学習、生活などについて総体的評価を実施する。

(業務規律)

第4条 派遣公務員は、派遣先の業務時間、業務規則、休日、その他の業務に関する諸規定を遵守しなければならない。

(機密厳守)

第5条 派遣公務員は、派遣期間中、業務における機密を厳守し、国の保安と経済戦略など保安が求められる情報を入手した場合、いかなる状況であっても対外へ機密を漏らしてはならない。

(給料及び関連付帯費用)

第6条 派遣公務員の給料と各種手当は、派遣元が負担する。

2 派遣期間中において、両市派遣公務員が必要とする関連付帯費用の負担については、別表のとおりとし、必要に応じて協議する。

(損失賠償)

第7条 派遣公務員が、公務災害及び通勤災害で被害を被った場合は、両市で協議する。

2 派遣公務員が、重大な疾病にかかった場合及び自然災害で被害を被った場合は、両市で協議する。

3 その他派遣期間中に派遣公務員が重大な損失を及ぼした場合及び損失を被った場合は、両市で協議する。

(その他)

第8条 必要に応じて、北杜市と抱川市は、いつでも派遣公務員の業務状況に関する資料を要求することができる。

2 本協議書の内容のうち、解釈上の相違や不明な内容については、両市で協議の上決定する。

本協議書は、日本語と韓国語にて各2部ずつ作成し、各1部ずつ保管し、両市の代表が署名した日から効力を発生する。

2009年11月22日

日本国山梨県北杜市長

大韓民国京畿道抱川市長

白倉政司

서장원